

23 高 建 管 第 1147 号
平 成 24 年 3 月 29 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

副知事

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針の一部
改正について（通達）

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針（平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

平成23年度包括外部監査の意見を踏まえ、委託契約に関する規定を整理する等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1） 委託契約に関して「請負」と表記されているものを「委託」に改めるよう、規定を整理することとしました。

（第1の1、2、8及び9関係）

（2） その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成24年4月1日から施行することとします。

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針

第1 入札・契約手続

1 一般競争入札

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のもの及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）のうち委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のものの発注は、随意契約による場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、各部局長の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拡げることが妨げない。

一般競争入札は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に係るものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定を適用して行う。

2 指名競争入札

請負対象金額5,000万円未満の建設工事及び委託対象金額5,000万円未満の委託業務の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とすることができる。

指名競争入札を行う場合の指名業者数は、次のとおりとする。

ア 請負対象金額2,000万円未満の建設工事	8者
イ 請負対象金額2,000万円以上5,000万円未満の建設工事	10者
ウ 委託業務	8者

3 随意契約

政令第167条の2及び高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第31条から第32条の規定に基づき行う。

4 総合評価方式による入札

各部局長の定めるところにより、建設工事の発注に関して総合評価方式による入札を行う。

総合評価方式による入札は、低入札価格調査制度を適用した一般競争入札とする。

5 低入札価格調査制度

建設工事においては、「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領」（平成19年6月20日付け19高建管第270号）に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

6 共同企業体の活用

「高知県建設工事共同企業体取扱要領」（平成16年4月28日16高建管第67号）の定めるところによる。

7 配置予定技術者等の届出

全ての建設工事の一般競争入札においては、当該入札参加申請時に配置予定技術者届出書を提出させるものとする。

また、全ての建設工事について、契約前に現場代理人及び技術者の届出を義務付ける。届け出られた現場代理人及び技術者については、原則として変更を認めない。

8 契約の保証

- (1) 請負対象金額が500万円以上の建設工事においては、規則第39条の規定により契約保証金の納付を求める。
- (2) 請負対象金額が500万円未満の建設工事又は契約金額が100万円未満の委託業務は規則第40条第3号の規定により、契約金額が100万円以上の委託業務は同条第6号の規定により、それぞれ契約保証金を免除する。

9 最低制限価格等

- (1) 建設工事及び委託業務の一般競争入札（低入札価格調査制度によるものを除く。）又は指名競争入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 低入札価格調査制度による一般競争入札においては、調査基準価格を設ける。
- (3) 建設工事の請負の最低制限価格は、規則第17条第1項第1号により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。
- (4) 建設コンサルタント業務の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。
- (5) 建設コンサルタント業務以外の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号及び別に定めるところにより、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。

10 電子入札

電磁的記録を用いた一般競争入札又は指名競争入札（電子入札）は、別に定めるところにより行う。

第2 入札及び契約に関する情報の公表

1 発注見通しの公表

予定価格が250万円を超えると見込まれる建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を秘密にする必要があるものを除く。）の発注見通しについて、毎年度4月1日以降遅滞なく公表する。

また、10月1日を目途に公表事項の見直しを行い、変更後の事項を公表する。

2 入札参加資格者の名簿及び入札参加者選定基準等の公表

一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿、経営事項審査の総合評定値、格付及び総合点数を公表する。また、建設工事競争入札参加者の選定基準についても公表する。

3 指名通知の公表（指名業者名を除く。）

指名競争入札を行う建設工事及び委託業務の名称（番号）、完成期限、入札日時及び入札条件等を、指名通知後速やかに公表する。

4 予定価格等の公表

競争入札を行う建設工事及び委託業務に係る予定価格は、別に定める場合を除いて、指名通知又は入札公告の際に公表する。随意契約による場合は、見積合わせの場合において、契約の相手方の決定時に公表する。

最低制限価格又は調査基準価格（低入札価格調査制度適用のものに限る。以下同じ。）及び指名通知又は入札公告の際に公表しなかった予定価格については、落札者とすべき者の確定時（低入札価格調査制度適用時においては、調査対象者の確定時）に公表する。

5 入札執行の過程及び結果等の公表

次に掲げる事項は、入札等の執行後に公表するものとする。ただし、（2）から（6）までの事項の公表は、予定価格が250万円を超える建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）について行う。

（1）入札・見積記録等

- ア 入札をした者又は随意契約において見積をした者の商号又は名称、入札金額（見積金額）、予定価格及び最低制限価格（調査基準価格）並びに設計金額の積算内訳
- イ 無効（失格）となる入札をした者の商号又は名称及び無効（失格）となった根拠
- ウ 入札を辞退した者の商号又は名称等

（2）一般競争入札の申請結果等

一般競争入札における入札に参加する者に必要な資格、申請者の名称及びこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の名称並びにその理由

（3）指名理由

指名競争入札において指名業者を指名した理由

（4）低入札価格調査結果の概要等

- ア 低入札価格調査制度による入札において、調査を実施した場合の結果の概要
- イ 最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者とした場合において、その者を落札者とした理由
- ウ 工事完了後に実施した実態調査の結果の概要

（5）随意契約理由

随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(6) その他

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第7条第2項第7号及び第8号に規定する事項

6 契約内容の公表

予定価格が250万円を超える建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）の契約の内容について、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 工事の名称、場所、種別及び概要
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 契約金額
- (5) 契約金額を変更した場合における(2)から(4)までの事項及び変更理由

7 指名停止等措置結果の公表

指名停止等の措置を行った場合は、指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止等の期間及び理由を公表する。

第3 入札・契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情については、別に定める「指名業者選定等に関する苦情処理要領」（平成13年3月23日12監第3669号）により処理する。

第4 適用期日

この通達は、平成19年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成20年1月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成20年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成20年4月10日から適用する。

この通達は、平成20年11月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成21年5月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成22年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成24年4月1日から施行する。

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針新旧対照表

新	旧
第1 入札・契約手続 1 一般競争入札 <u>建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のもの及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）のうち委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のもの</u>の発注は、随意契約による場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、各部局長の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拡げることが妨げない。 一般競争入札は、「<u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令</u>」（平成7年政令第372号）に係るものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第167条の5の2の規定</u>を適用して行う。 2 指名競争入札 請負対象金額5,000万円未満の建設工事及び委託対象金額5,000万円未満の委託業務の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とすることができる。 指名競争入札を行う場合の指名業者数は、次のとおりとする。 ア 請負対象金額2,000万円未満の建設工事 8者 イ 請負対象金額2,000万円以上5,000万円未満の建設工事 10者 ウ 委託業務 8者 3・4 省略 5 低入札価格調査制度 建設工事においては、「<u>建設工事低入札価格調査制度事務処理要領</u>」（平成19年6月20日付け19高建管第270号）に基づき、低入札価格調査制度を適用する。 6・7 省略	第1 入札・契約手続 1 一般競争入札 請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）<u>5,000万円以上の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等委託業務（以下「委託業務」という。）</u>の発注は、随意契約による場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、各部局長の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拡げることが妨げない。 一般競争入札は、「<u>地方公共団体の特定役務の調達手続の特例を定めた政令</u>」（平成7年政令第372号）に係るものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第167条の5の2</u>を適用して行う。 2 指名競争入札 請負対象金額5,000万円未満の建設工事及び委託業務の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とすることができる。 指名競争入札を行う場合の指名業者数は、次のとおりとする。 ア 請負対象金額2,000万円未満の建設工事 8者 イ 請負対象金額2,000万円以上5,000万円未満の建設工事 10者 ウ 委託業務 8者 3・4 省略 5 低入札価格調査制度 建設工事においては、「<u>低入札価格調査制度事務処理要領</u>」（平成19年6月20日付け19高建管第270号）に基づき、低入札価格調査制度を適用する。 6・7 省略

8 契約の保証

- (1) 請負対象金額が500万円以上の建設工事においては、規則第39条の規定により契約保証金の納付を求める。
- (2) 請負対象金額が500万円未満の建設工事又は契約金額が100万円未満の委託業務は規則第40条第3号の規定により、契約金額が100万円以上の委託業務は同条第6号の規定により、それぞれ契約保証金を免除する。

9 最低制限価格等

- (1) 建設工事及び委託業務の一般競争入札（低入札価格調査制度によるものを除く。）又は指名競争入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 低入札価格調査制度による一般競争入札においては、調査基準価格を設ける。
- (3) 建設工事の請負の最低制限価格は、規則第17条第1項第1号により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。
- (4) 建設コンサルタント業務の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。
- (5) 建設コンサルタント業務以外の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号及び別に定めるところにより、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。

10 省略

第2・第3 省略

第4 適用期日

この通達は、平成19年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成20年1月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成20年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成20年4月10日から適用する。

この通達は、平成20年11月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成21年5月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成22年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成24年4月1日から施行する。

8 契約の保証

- (1) 請負対象金額が500万円以上の建設工事においては、規則第39条の規定により契約保証金の納付を求める。
- (2) 請負対象金額が500万円未満の建設工事又は請負対象金額100万円未満の委託業務は規則第40条第3号の規定により、請負対象金額が100万円以上の委託業務は同条第6号の規定により、それぞれ契約保証金を免除する。

9 最低制限価格等

- (1) 建設工事及び委託業務のうち建設コンサルタント業務委託の一般競争入札（低入札価格調査制度によるものを除く。）又は指名競争入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 低入札価格調査制度による一般競争入札においては、調査基準価格を設ける。
- (3) 建設工事の最低制限価格は、規則第17条第1項第1号により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。
- (4) 建設コンサルタント業務委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。
- (5) 建設コンサルタント業務以外の委託業務の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号及び別に定めるところにより、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。

10 省略

第2・第3 省略

第4 適用期日

この通達は、平成19年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成20年1月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成20年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成20年4月10日から適用する。

この通達は、平成20年11月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成21年5月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成22年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

